

下関市危険家屋除却推進事業_申請書類【確認表】

※申請者が所有者等の場合

必要書類	備考
(1) 交付申請書（様式第1号）	
(2) 位置図（付近見取図）	
(3) 平面図（間取り図）	<ul style="list-style-type: none"> ・概要で構いません。 玄関、台所、風呂、便所等の配置がわかるようにしてください
(4) 外観写真	<ul style="list-style-type: none"> ・正面玄関を撮影したもの ・紙面にプリントしたものも可
(5) 「危険家屋が記載された固定資産税・都市計画税納税通知書の写し」 又は「固定資産税課税台帳兼名寄帳」若しくは「登記の全部事項証明書の写し」	<ul style="list-style-type: none"> ・解体予定家屋が掲載されているもの ・固定資産税・都市計画税納税通知書の写しは、ご自宅に郵送されるものです。名寄帳は、資産税課（本庁舎西館2階 083-231-1473）、登記全部事項証明書は、法務局（竹崎町四丁目 083-234-4000）に入手方法をご相談ください。
(6) 解体工事の見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の業者に限り ・内訳の記載されたものに限り ・家財撤去又は外構工事を含む場合は当該撤去等に要する額、含まない場合はその旨を明記してください
(7) 解体業者の建設業等の許可書 又は解体工事業の届出書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・(6)の見積業者のものがが必要です
(8) 下関市税の「滞納なし証明書」	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の方の滞納がないことを示すもの ・申請者の居住地等に関わらず必要です ・市民税課（本庁舎西館2階 083-231-1916）に入手方法をご相談ください
(9) 危険家屋を処分する権利を有することが確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が所有者本人の場合は不要です ・上記（5）で確認できる場合は不要です ・申請者が相続人の場合は戸籍謄本の写し等を提出してください